

長岡市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成29年6月29日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	柴野寛
同	高野正義

1 監査の対象

地方創生推進部 ながおか・若者・しごと機構推進課
シティプロモーション課

小国支所

教育委員会

教育部 教育施設課

2 監査の範囲

平成28年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成29年5月9日から5月23日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
ながおか・若者・しごと機構推進課	適正に処理されてきました。
シティプロモーション課	適正に処理されてきました。
小国支所 地域振興課	<p>次の事項のほかは、適正に処理されてきました。</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産の目的外使用料の記載誤りについて <p>自動販売機等の行政財産の目的外使用許可書の使用料において、施設使用料のみを記載すべきところ、電気料使用者負担金を含めた金額を記載しているもの</p>
小国支所 市民生活課	<p>次の事項のほかは、適正に処理されてきました。</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳出執行何の算出の基礎合計額と今回執行額の確認漏れについて <p>歳出執行何において、算出の基礎合計額と今回執行額が同額となるべきところ、異なる金額であるのに決裁しているもの</p>
小国支所 産業建設課	適正に処理されてきました。
小国支所 小国診療所	<p>次の事項のほかは、適正に処理されてきました。</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産の目的外使用料の記載誤りについて <p>自動販売機の行政財産の目的外使用許可書の使用料において、施設使用料のみを記載すべきところ、電気料使用者負担金を含めた金額を記載しているもの</p>
教育施設課	適正に処理されてきました。